

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和2年10月16日(金) 第9243号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の定款の変更の認可 (564) (農地・水保全課) 2
	砂利採取法による採取計画の認可の公表 (565) (鳥取県土整備事務所) 2
	所有者等が判明しない放置自動車 (566) (中部総合事務所生活環境局) 2
◇ 公 告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活安全企画課) 2

告 示

鳥取県告示第564号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を令和2年10月8日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年10月16日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第565号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月16日

鳥取県鳥取県土整備事務所長 福 政 孝 啓

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在地及び面積	採取をする砂利の種類及び数量	採取の期間	
有限会社フォワード 代表取締役 邨上 修	鳥取市湖山町北四丁目701	鳥取市気高町八幡字新田西立408-4外6筆 (4,669.68平方メートル)	砂（17,157立方メートル）	令和2年10月3日から令和3年10月2日まで	令和2年10月2日

鳥取県告示第566号

鳥取県県有地等における自動車の放置に対する措置に関する条例（平成16年鳥取県条例第32号）第7条第3項の規定に基づき、所有者等が判明しない放置自動車について、次のとおり告示する。

令和2年10月16日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

警告書を貼り付けた日	放置されている場所	車名、塗色又は自動車登録番号	車内に放置されている物件	告示後の取扱い	引取りの方法
令和2年8月24日	倉吉市西福守町803-3 鳥取県営住宅福守第一団地駐車場	ダイハツ ミラ 白色 鳥取480う9980	なし	令和3年1月16日以後に処分	鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課に申し出ること。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

令和2年10月16日

鳥取県公安委員会委員長 衣 笠 優 子

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号又は第3号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別 \ 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習	令和2年11月20日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び琴浦大山の各 警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の7日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 3,000円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書に貼り付けて納付すること。

この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑